

令和7年度第2回広島市大規模小売店舗立地審議会 会議概要

- 【日 時】 令和7年10月17日（金）10時00分～11時30分
- 【場 所】 広島市役所本庁舎14階 第7会議室
- 【出席委員】 委員8名中7名出席
力石真（会長）、安東直紀、香田次郎、折本寿子、塚野路哉、
栗島浩二、井上愛美
- 【議 題】 届出案件に対する意見聴取
- 【対象店舗】
(1) ダイレックス高陽店
(2) ハローズ観音新町モール（テナント棟）
- 【公開・非公開の別】 公開
- 【傍 聴 者】 0名
- 【配付資料】 別添のとおり
- 【会議要旨】

議題

ダイレックス高陽店

<主な質疑内容等>

- 質問1 付設駐車場と隔地駐車場間の向かい合っている出入口部分で歩行者が道路を横断することになると思うが、安全上の配慮はしているか。横断歩道の設置について、警察と協議できないのか。
- 回答1 敷地内にゼブラ帯を設けて車両とは別の動線を確保している。また、停止線と止まれ標示、注意喚起看板を設置して、車両に対して注意を促していく。民間施設間を行き来するための横断歩道の設置は原則認められないため、警察とは協議していない。
- 質問2 横断歩行者の増加により交通が錯綜することもあるので、開店後の様子を見て必要に応じて安全対策を検討してほしい。
- 回答2 駐車場間の道路は通過交通量がほとんどないので、安全は比較的確保できると考えている。来客が多いオープン時は警備員を配置して、安全に通行できるように配慮する。
- 質問3 荷さばき車の台数がこれまでの店舗と比べて多いように思うが、特別な理由はあるか。夜間の台数を少なくする、複数台同時に作業しないなど搬入スケジュールを調整して、少しでも住民のストレス、騒音問題が改善されるように配慮してほしい。
- 回答3 生鮮食品を扱う大型店となるため、台数が多くなる。生鮮関係は朝搬入する必要があるため、変更しにくい。その他の時間は検討していく。
- 質問4 付設駐車場と隔地駐車場間の道路は通学路になっていないか。
- 回答4 通学路にはなっていない。付設駐車場の南側道路が通学路になっている。

- 質問 5 隔地駐車場の上側も「駐車場」となっているが、これは無関係な駐車場か。
- 回答 5 こちらも当方が借りている土地ではあるが、近隣のクリニックの職員用の駐車場として貸している。
- 質問 6 店舗駐車場、クリニックの職員駐車場とも出入口にゲートはなく、自由に出入りができる構造なのか。
- 回答 6 営業時間外は店舗駐車場の出入口はチェーンで閉鎖する。クリニックの職員駐車場は 24 時間出入りが可能となっているが、「月極駐車場」の表示をして、別駐車場として管理していく。

【審議結果】

大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定に基づく意見については、特段の意見を述べる必要がないと認める。

ただし、要請事項として、次のとおり申し添えるのが望ましい。

《要請事項》

- ・ 付設駐車場と隔地駐車場間の出入口及び通路の安全対策について、必要に応じて適切な対応を行うこと。
- ・ 早朝の時間帯に荷さばきを行うことや荷さばき車が複数台同時に入場することについて、時間帯を調整する等、必要に応じて適切な対応を行うこと。
- ・ 周辺道路を通行する地域住民の方の安全対策について、開店前の時間帯も含めて警備員を設置する等、必要に応じて適切な対応を行うこと。

ハローズ観音新町モール（テナント棟）

＜主な質疑内容等＞

- 質問 1 ハローズは 24 時間営業だが、テナント棟も 24 時間の予定か。
- 回答 1 テナント棟に入る店舗にもよるが、開店は早くても 9 時、閉店は遅くとも 0 時までになる見込み。
- 質問 2 近隣にグラウンドや野球場があるため、大会等があると近隣道路が渋滞する傾向にある。ハローズの駐車場はバー等がない出入り自由な駐車場だと思うが、これまでトラブルはなかったか。
- 回答 2 特にトラブルはない。交通誘導というよりは、無断駐車対策として警備員を配置している。
- 質問 3 スーパーの利用者がテナント棟の駐車場に駐車してから移動して来る可能性もあると思うが、横断歩道は設置しないのか。今回はテナント棟のため、これまでの相談実績とは扱いが変わる可能性もあるし、相談することで、警察も考えが変わるかもしれない。相談することが大事。
- 回答 3 これまでの警察への相談実績で、店舗間の横断歩道はできないとの回答

- をもらっているため、相談はしていない。改めて警察に相談してみる。
- 質問 4 ハローズがこれまで営業してきた中での問題等を、今回のテナント棟の計画に反映したことはあるか。
- 回答 4 店舗の東側にマンションが多いため、マンションの開発業者と事前に打ち合わせをして、無機質な状態にならないように壁面緑化や景観等に配慮するようにしている。
- 質問 5 既存のハローズの東側も壁面緑化になっているが、あまりメンテナンスをされていないようで、無機質な壁面になっている。同じような状況にはならないか。
- 回答 5 きちんとメンテナンスをしていく。
- 質問 6 c 地点の騒音がすべて基準値を超過している件について、短時間であっても、毎日聞く地域住民はストレスになる。荷さばき施設No. 3の使用をやめて、荷さばき施設No. 2から搬入することはできないか。
- 回答 6 各店舗とも荷さばき施設の前に搬入口があり、運営上変えることは難しい。住宅が近接していないので、車両の後進ブザー音を消す予定はないが、住民から苦情があれば、対応を検討する。
- 質問 7 駐車場内の動線について、一方通行や停止線の標示といった安全対策が必要ではないか。
- 回答 7 ハローズの駐車場においては、過去のトラブルを踏まえ、一方通行にはしない方針である。駐車場内の通行動線が交差する箇所では、停止線を設けることで通行の主従関係が明確になるよう対応する。
- 質問 8 廃棄物保管施設に洗浄設備がないが、生ごみの排出はないのか。
- 回答 8 生ごみの排出はほとんどないので、洗浄設備は設けていない。
- 質問 9 出入口 No. 1 は交差点に近いので、出庫車が右折レーンに容易に入ることができないと思う。出入口の位置を少し北側に移すことはできないか。
- 回答 9 出入口 No. 1 は南方面への退場用であり、北方面への退場は、出入口 No. 3 へ誘導する。具体的には「北方面へは、信号交差点を使用して退場してください」との表示し、出入口 No. 3 へ誘導する。

【審議結果】

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見については、特段の意見を述べる必要がないと認める。

ただし、要請事項として、次のとおり申し添えるのが望ましい。

《要請事項》

- ・ スーパーとテナント棟の駐車場間の安全対策について、必要に応じて適切な対応を行うこと。
- ・ 店舗周辺の緑化や景観等について、必要に応じて適切な対応を行うこと。
- ・ 荷さばき時に発生する騒音について、必要に応じて適切な対応を行うこと。

- ・ 駐車場内の混雑や事故防止のため、誘導表示等、必要に応じて適切な対応を行うこと。
- ・ 駐車場から北方面に退場したい来店者を含め、スムーズに退場できるよう、必要に応じて適切な対応を行うこと。